

米子地区防火安全協会

設 立 総 会

と き 平成24年6月15日（金）

と ころ 米子市両三柳5452番地

鳥取県西部広域行政管理組合 消 防 局

米子地区防火安全協会

米子地区防火安全協会 設立総会

次 第

- 1 開 会 の 辞
- 2 協 定 締 結 の 報 告
- 3 来 賓 祝 辞
- 4 議 長 選 出
- 5 議事録署名人の指定
- 6 議 案 審 議
 - 第 1 号議案 設立意志の確認
 - 第 2 号議案 会則の承認
 - 第 3 号議案 理事の承認
 - 第 4 号議案 平成 2 4 年度 事業計画
 - 第 5 号議案 平成 2 4 年度 予算
 - 第 6 号議案 継承した財産等の承認
- 7 閉 会 の 辞

米子地区防火安全協会 設立趣旨

本会は、会員事業所における防火・防災体勢の強化と危険物・ガス類の保安の確保に努め、会員相互の連携と親睦を密にしつつ、火災や災害の発生防止と被害の軽減に必要な研究、知識の向上を図り、地域や会員事業所安全の確保に期することを目的として設置する。

米子地区防火安全協会

会長 宇野 松 人

第2号議案

米子地区防火安全協会会則

平成24年6月15日制定

(名称及び所在地)

第1条 米子地区防火安全協会（以下「本会」という。）は、事務局を米子市両三柳5452番地に所在する鳥取県西部広域行政管理組合消防局内に置く。

(目的)

第2条 本会は、第5条に定める会員事業所における防火・防災体勢の強化と危険物・ガス類の保安の確保に努め、会員相互の連携と親睦を密にしつつ、火災や災害の発生防止と被害の軽減に必要な研究、知識の向上を図り、地域や会員事業所の安全の確保に期することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防火対象物、危険物施設等の災害事例及び対策の情報提供
- (2) 災害予防に必要な対策の研究及び広報活動
- (3) 消防用設備等、危険物及びガス類に係る調査研究に関する情報提供
- (4) 消防用設備等及び防火施設の充実促進に関する事項
- (5) 消防関係法令の速やかな周知普及
- (6) 危険物取扱者、防火管理者及び防災管理者の教育・養成に関する事項
- (7) 危険物施設用標識、防災関係図書等の斡旋
- (8) 会報その他の資料の作成配付
- (9) その他本会の目的の達成に必要な事項

(組織)

第4条 本会は、米子市、西伯郡及び日野郡の地域における次の各号に該当する者をもって組織する。

- (1) 消防用設備等の設置を必要とする防火対象物
- (2) 危険物を取り扱う事業所
- (3) ガスを取り扱う事業所
- (4) その他本会の趣旨に賛同する者

第2号議案

(会員の種別)

第5条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 前条第1号から第3号に掲げる者
- (2) 賛助会員 前条第4号に掲げる者

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の申込書に会費を添えて本会に届け出るものとする。

2 本会は、前項の届出があったときは、会員名簿に登録するものとする。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、その旨を本会に届け出なければならない。

(役員の種類及び定数)

第8条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 4人

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、本会の事業遂行に関し意見を述べ又は提案し、会務の推進にあたる。

4 監事は、本会の会務会計の監査にあたる。

(役員選任)

第10条 理事及び監事は、第14条第1号に定める総会で会員のうちから選任する。

2 会長及び副会長は、第14条第2号に定める役員会の決議により理事のうちから選任する。

第2号議案

(役員任期等)

第11条 役員任期は、選任されたときから翌々年の定期総会までとする。

ただし、再任を妨げない。

2 役員が辞任しようとするときは、会長に届け出なければならない。ただし、会長の場合は、副会長に届け出るものとする。

3 役員に欠員を生じたときは、適時補充することができる。補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

(顧問等)

第13条 本会に、必要に応じて顧問及び参与を置くことができるものとする。

2 顧問及び参与は、役員会で推挙し、会長が委嘱するものとする。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応ずるとともに、第14条に定める会議に出席して意見を述べるすることができるものとする。

4 顧問は、行政、経済、地域防災活動等の分野の有識者をもって充てるものとする。

5 参与は、防火・防災、危険物又はガス類に関する専門知識を有する者をもって充てるものとする。

(会議)

第14条 会議は、次の2種類とする。

(1) 総会

(2) 役員会

(会議開催)

第15条 総会は、第5条の会員、顧問及び参与を構成員とし、毎年1回会長が招集し、議長は会長とする。ただし、次の場合は臨時に招集しなければならない。

(1) 会員の3分の1以上の要求があった場合

(2) 役員2分の1以上の要求があった場合

(3) 会長が特にその必要を認めた場合

2 役員会は、必要の都度会長が招集し、議長は会長とする。ただし、役員3分の1以上の要求があった場合は、招集しなければならない。

第2号議案

(会議の招集)

第16条 総会を招集するときは7日前までに、役員会を招集するときは3日前までに、会議の日時、場所、目的及び議案を示して、文書で通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(総会)

第17条 総会においては、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 役員及び監事の選解任
- (3) 予算及び決算
- (4) 事業計画
- (5) その他本会の運営に必要と認める事項

(役員会の議決事項)

第18条 役員会においては、次の事項を議決する。

- (1) 会長及び副会長の選任
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会の決議により委任された事項
- (4) 総会の決議を経る暇のない事項
- (5) 比較的軽微と認められる事項

(会議の成立等)

第19条 総会は、会員の3分の1以上の出席により、役員会は役員3分の1以上の出席により成立し、議事は出席した会員又は役員過半数をもって決する。ただし、他の会員又は役員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

- 2 議決権は、会員又は役員1名につき1個とする。
- 3 可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 4 会議の議事については、議事録を作成しこれを保管しなければならない。

(委員会)

第20条 本会は、必要に応じて各種の委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置及び廃止は、役員会で決定する。
- 3 委員会の運営及び構成は、必要の都度別に定める。

第2号議案

(事務局及び職員)

第21条 本会の事務局は、専任職員及び委嘱職員で構成し、その任免は会長が行う。

2 事務局の職員は、事務局長1名及び事務局員若干名とする。

3 専任職員は有給とし、その給与、手当等の額は別に定める。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(会の経費)

第23条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第24条 会員は、別に定める会費を納めなければならない。

2 会員は、会費を毎年度9月末までに納めるものとする。

3 既納の会費は、これを返却しない。

4 会員の退会に際して、会費に未納分があるときは、これを完納しなければならない。

(会長の作成すべき書類)

第25条 会長は、毎会計年度の終期に次の書類を作成し、役員会に諮り、総会に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業計画書

(3) 決算書

(4) 予算書

(簿冊)

第26条 本会に、次の簿冊を備えなければならない。

(1) 会員名簿

(2) 金銭出納簿

(3) 備品台帳

(4) 議事録

第2号議案

(委任)

第27条 本会の運営及び事業の執行に必要なことは、会長が別に定める。

附 則

この会則は、本会設置の日から施行する。

第3号議案

米子地区防火安全協会 理事・監事名簿

平成24年6月15日現在

理事（50音順）

氏名	事業所名
伊坂 博	株式会社皆生グランドホテル
石橋 伸晃	永瀬石油株式会社
井上 賢明	株式会社ジョモネット山陰
上田 博久	株式会社米子青果
宇田川 英二	皆生温泉旅館組合
内田 雄一朗	株式会社米吾
宇野 松人	米子瓦斯株式会社
浦辺 千晶	医療法人育生会高島病院
大場 英之	王子製紙株式会社米子工場
門脇 仁史	日本通運株式会社米子支店
加納 利浩	中国電力株式会社米子営業所
九重谷 隆	有限会社九重谷銃砲火薬店
坂口 吉平	株式会社山陰放送
坂口 元昭	山陰石油株式会社
杉原 弘一郎	東京印刷株式会社
谷本 晴美	鳥取西部農業協同組合
徳千代 眞史	株式会社米子高島屋
中津尾 健	鳥取日産自動車販売株式会社
並河 勉	山陰酸素工業株式会社
秦 伊知郎	有限会社秦石油
早原 弘之	米子練炭有限会社
吹野 正和	株式会社米子マツダ
細田 正人	日ノ丸自動車株式会社米子支店
松本 啓	株式会社松本油店
村上 一平	同愛会博愛病院
山内 博次	寿製菓株式会社
山根 均	大山旅館組合
湯瀬 貞芳	大陽日酸エネルギー中国株式会社
横山 佳史	西日本旅客鉄道米子支社

監事（50音順）

氏名	事業所名
鹿津 昌明	株式会社山陰合同銀行米子支店
中田 勝利	弓ヶ浜荘
松本 順次	米子商工会議所
三島 幹愛	三島産業有限会社

平成24年度事業計画

1. 調査研究の部
 - (1) 先進地視察研修
 - (2) 危険物保安技術協会保安講習会（東京）

2. 研修の部
 - (1) 新入社員防災研修会（平成24年6月22日開催）
 - (2) 鳥取県危険物取扱者保安講習（法定講習）

3. 講習会の部
危険物取扱者受験準備講習会開催（年2回）

4. 斡旋事業の部
 - (1) 図書の発行
「火災予防関係例規集」
「消防計画の作成例」
 - (2) 火災予防例規集、標識・掲示板、図書等のあっ旋
 - (3) 防火管理者講習会等の図書斡旋

5. 会報発刊の部
会報刊行

6. 防火協力の部
 - (1) 住宅用火災警報器の普及活動協力
 - (2) その他、消防行事に協賛
 - (3) 図書の寄贈
 - (4) 防火ビデオ・DVD購入
 - (5) 防火ビデオ・DVD等の貸し出し

7. 会議の部
 - (1) 定期総会、役員会
 - (2) 新年役員会
 - (3) 鳥取県危険物保安協会連合会理事会

第5号議案

平成24年度 予算

自 平成24年6月15日

至 平成25年3月31日

【収入の部】

単位円

項	目	予 算 額	摘 要
会 費	会 費	2,800,000	
講習会収入	講習会収入	623,260	準備講習会
幹 旋 収 入	幹 旋 収 入	1,586,775	図書幹旋、例規集、標識等
繰 入 金	繰 入 金	735,863	旧協会からの繰入
雑 収 入	雑 収 入	20,000	助成金
合 計		5,765,898	

【支出の部】

単位円

項	目	予 算 額	摘 要
事 業 費		2,700,000	
	調査研究費	450,000	先進地視察、危険物保安講習
	研 修 費	50,000	新入社員防災研修会ほか
	講習会費	410,000	危険物試験準備講習
	幹 旋 費	1,200,000	図書購入費、条例集、標識代
	会 報 費	450,000	会報の発刊
	防火協力費	100,000	図書寄贈、防災ビデオ
	報 償 費	40,000	表彰記念品等
会 議 費		350,000	
	総 会 費	150,000	議案書、郵送料他
	役員会費	50,000	新年役員会他
	県危連関係費	150,000	会費、会議費他

第5号議案

項	目	予 算 額	摘 要
事 務 費		314,870	
	備 品 費	90,000	キャビネット、プリンター、 看板その他
	印 刷 費	60,000	封筒その他
	通 信 費	45,000	切手代、電話使用料、振込手数料、 サーバー使用料
	光 熱 費	19,000	電気料金
	消 耗 品 費	70,000	会長印、その他事務用品
	リ ー ス 料	30,870	パソコンリース料 @3087×10ヶ月分
交 際 費		30,000	
	交 際 費	30,000	慶弔費を含む
委 託 費		1,640,000	
	給 料	1,640,000	164,000×10ヶ月分
基 金 費		50,000	
	周年事業基金	50,000	
予 備 費		681,028	
	予 備 費	681,028	
合 計		5,765,898	

但し、項目の流用は会長に一任する。

平成24年6月15日 提出

平成24年6月15日 承認

米子地区防火安全協会
会長 宇野 松 人

第6号議案

財 産 目 録

1. 一般会計の部

(1) 資産の部

(円)

摘 要	金 額
預 金	640,431
山陰合同銀行米子支店 普通預金	568,915
鳥取銀行米子支店 "	25,110
米子信用金庫本店 "	46,406
小 口 現 金	95,432
小口現金	95,432
商 品	294,974
危険物標識掲示板	80,000
火災予防例規集	31,871
防火管理講習会テキスト（消防計画の作成例）	183,103
資 産 合 計	1,030,837

(2) 負債の部

(円)

摘 要	金 額
商 品	209,500
防火管理講習会テキスト（消防計画の作成例）	209,500
負 債 合 計	209,500

2. 特別会計の部

(円)

摘 要	金 額
定期預金	2,419,009
資 産 合 計	2,419,009

3. 什器備品

品 名	数 量
机 1脚、 椅子 1脚、 ロッカー 3コ、 卓上キャビネット 1コ、 放送設備 1式、 穿孔器 1台、 ステープラー 1台、 映画フィルム「危険物の取扱い」 1本	